

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社グループの『経営理念』に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの全ての項目について実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、「プレス工業株式会社 コーポレートガバナンスガイドライン」を策定し、当社のコーポレートガバナンスに関する考え方や体制、構築状況、運用方針等について規定しております。

尚、「プレス工業株式会社 コーポレートガバナンスガイドライン」については、当社ホームページに記載しております。

(<http://www.presskogyo.co.jp/ir/pdf/cgg.pdf>)

【原則1-4】

当社コーポレートガバナンスガイドライン 第6条及び第7条にて開示しております。

【原則1-7】

当社コーポレートガバナンスガイドライン 第8条にて開示しております。

【原則3-1】

(i) 当社ホームページの「決算説明会資料」内及び当社コーポレートガバナンスガイドライン 第1条にて開示しております。

(<http://www.presskogyo.co.jp/ir/library/backnumber.php>)

(ii) 当社コーポレートガバナンスガイドライン 第1条にて開示しております。

(iii) 当社コーポレートガバナンスガイドライン 第25条及び第26条、第27条にて開示しております。

(iv) 当社コーポレートガバナンスガイドライン 第17条にて開示しております。

(v) 当社コーポレートガバナンスガイドライン 別紙4にて開示しております。なお、定時株主総会招集通知の参考書類においても選任理由を記載いたしております。

【補充原則4-1-1】

当社コーポレートガバナンスガイドライン 第13条にて開示しております。

【原則4-8】

当社は、独立社外取締役を4名選任しております。

尚、詳細につきましては、当報告書II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況に記載しております。

【原則4-9】

当社コーポレートガバナンスガイドライン 別紙1及び第21条にて開示しております。

【補充原則4-11-1】

当社コーポレートガバナンスガイドライン 第14条にて開示しております。

【補充原則4-11-2】

当社コーポレートガバナンスガイドライン 別紙4及び第17条にて開示しております。

【補充原則4-11-3】

当社コーポレートガバナンスガイドライン 別紙3及び第19条にて開示しております。

【補充原則4-14-2】

当社コーポレートガバナンスガイドライン 第24条にて開示しております。

[原則5-1]
当社コーポレートガバナンスガイドライン 別紙2及び第28条、当社ホームページにて開示しております。
(<http://www.presskogyo.co.jp/ir/disclosure.html>)

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
いすゞ自動車株式会社	10,151,185	8.90
JP MORGAN CHASE BANK 385632	7,458,000	6.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,227,400	4.58
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NVI01	5,143,400	4.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	5,041,600	4.42
日鉄住金物産株式会社	4,720,000	4.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	3,869,900	3.39
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	2,526,300	2.21
プレス工業従業員持株会	2,222,767	1.94
プレス工業取引先持株会	2,056,520	1.80

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山根 八洲男	学者											
中川 治	公認会計士											
古里 健治	弁護士											
安藤 知子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-----------	----------	--------------	-------

山根 八洲男	○	○	----	国立大学の理事・副学長を歴任し、長年に亘り国立大学の工学部の教授職を務める等、技術面・人材育成での高い専門知識・経験を有しております。その経験と知見に基づき、当社経営への適切な助言と監督を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、当社グループと山根氏との間には、社外役員として選任する以外の関係が無く、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の独立役員選任基準の要件を満たしていることから、同氏と一般株主の間に利益相反が生じるおそれは無いと判断し、独立役員として指定しております。
中川 治	○	○	----	監査法人及び税理士法人で代表社員を歴任する等、公認会計士・税理士としての専門的見地と豊富な経験を有しております。その経験と知見に基づき、当社経営への適切な助言と監督を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、当社グループと中川氏との間には、社外役員として選任する以外の関係が無く、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の独立役員選任基準の要件を満たしていることから、同氏と一般株主の間に利益相反が生じるおそれは無いと判断し、独立役員として指定しております。
古里 健治	○	○	----	法律事務所での豊富な経験を持ち、法科大学院での教授職を歴任する等、弁護士としての高い専門性を有しております。その経験と知見に基づき、当社経営への適切な助言と監督を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、当社グループと古里氏との間には、社外役員として選任する以外の関係が無く、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の独立役員選任基準の要件を満たしていることから、同氏と一般株主の間に利益相反が生じるおそれは無いと判断し、独立役員として指定しております。
安藤 知子	○	○	----	外資系の企業においてブランドマーケティングと戦略人事に関する経験等を積み、副社長を務める等グローバル企業における豊富な経験と高い見識を有しております。その経験と知見に基づき、当社経営への適切な助言と監督を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、当社グループと安藤氏との間には、社外取締役として選任する以外の関係が無く、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の独立社外取締役選任基準の要件を満たしていることから、同氏と一般株主の間に利益相反が生じるおそれは無いと判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	5	1	1	4	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人（監査等委員スタッフ、他部門との兼任）を配置しており、その人事については、代表取締役と監査等委員会が意見交換を行い決定することとしております。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置いておりません。また、監査等委員スタッフは、監査等委員会が指示した補助業務については、監査等委員会の指揮命令に従わなければならないこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査については、監査部が主要部門を対象に監査を実施し、監査等委員会と連携して被監査部門に対し、改善事項の指摘・指導を行うなど内部統制の有効性の向上に努めております。

監査等委員会による監査・監督については、常勤監査等委員が中心となり年度監査計画に基づき取締役会その他の重要な会議に出席し、業務及び財産の状況の監査を行っております。監査等委員は会計監査人と定期的な会合を持ち、報告を受け意見交換するとともに、監査に立ち会うなど会計監査人の業務遂行の適正性を確認しております。また、監査部と内部統制の整備や評価等の重要事項について意見交換し、監査の充実を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

更新

4名

その他独立役員に関する事項

社外取締役の独立性に関する基準として、以下内容を定めております。

〔プレス工業株式会社 独立社外取締役選任基準〕

次のいずれかの項目に該当する場合、独立性を有さないものとする。

1. 当社グループの業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。以下同じ。）
2. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1) 当社グループの主要取引先
直近3事業年度における当社グループとの取引額が、当社又は当該取引先の連結売上高の2%を1事業年度でも超えた場合をいう。
但し、当社取引先協会の加入企業は、取引額の多寡に関わらず全て主要取引先とする。
 - (2) 当社グループの主要借入先
直近3事業年度末時点での当社グループにおける借入残高が、当社グループの連結総資産額又は借入先の連結総資産額の2%を1事業年度でも超えた場合をいう。
 - (3) 当社の大株主
直近3事業年度において、1事業年度でも保有株式数上位10位以内であった場合をいう。
3. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
4. 当社グループから役員報酬以外に多額（直近3事業年度における平均支払額が1,000万円以上の場合をいう。）の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
5. 当社グループの幹事証券会社の業務執行者
6. 当社グループの株式持合先の業務執行者
7. 当社グループの業務執行者が現在又は過去3年以内に他の会社において社外役員に就任している又は就任していた場合における当該他の会社の業務執行者
8. 過去3年間に於いて上記2～6のいずれかに該当していた者
9. 上記1～7のいずれかに該当する者の二親等以内の親族
10. 上記1～9に関わらず、当社及び一般株主と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

業績に伴う報酬につきましては、役員賞与にて対応しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役報酬の開示状況は総額開示によっており、2018年3月期の取締役の報酬総額は449百万円となっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社コーポレートガバナンスガイドライン 第25条及び第26、第27条にて開示しております。

[社外取締役のサポート体制]

総務部長がサポートを行っており、月に1回以上定期的に会合を設け、情報伝達を行っております。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	0 名
--	-----

その他の事項 更新

1. 当社定款には、「取締役会は、その決議によって、相談役または顧問を嘱託することができる。」旨の規定があります。
2. 現在、「元代表取締役社長等である相談役・顧問」はおりませんが、元代表取締役副社長（任期：2017年6月29日から2年間）・元代表取締役専務取締役（任期：2018年6月28日から2年間）の2名に相談役を嘱託しており、その業務内容は、経営全般に関する助言であります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査等委員会設置会社であり、取締役会による重要な意思決定並びに業務執行の監督、また執行役員制の導入による経営の効率化と業務執行の迅速化をはかる一方、監査等委員会の機能強化を目的に内部監査体制を充実させるなど、コーポレート・ガバナンスの実効性向上に向けた取り組みを実施しております。

各機関等における運営、機能及び活動状況は、以下のとおりです。

1. 執行役員制度

当社は、執行役員制を導入しており、経営機能と業務執行機能を分離するとともに取締役数の少数化を実施し、経営の意思決定と業務執行の効率化・迅速化を図っております。

2. 経営会議

業務執行を担う執行役員は経営会議（2回/月）に出席し、各担当部門の重要事項の報告、付議を適宜行っております。なお、経営会議へは常勤監査等委員が出席しており、適宜意見を述べております。

3. 取締役会

取締役会は取締役12名（内、社外取締役4名）で構成され、原則月に1回開催しており、業務執行の監督、重要な意思決定を行っております。

4. 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役5名（内、社外取締役4名）で構成され、取締役の業務執行の監査・監督を行っております。

5. 内部統制システムの整備の状況

当社は、コンプライアンスの徹底を図るとともに内部統制を強化するため、平成17年10月より監査部を設置しております。また、平成18年5月に全取締役で構成する内部統制委員会を設置し、内部統制の整備を進めるとともに、業務執行の法令及び定款への適合状況を監視することとしております。

6. リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制については、内部統制委員会が各部門のリスクを把握し、リスクの評価及び対応方法の決定を行っております。製品品質、安全衛生、環境、防災等に関するリスクは、それぞれ経営会議の下部組織である各委員会で管理しております。また、各部門は、規定・基準・ルール等を

整備し、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、監査部門が定期的にリスク管理の状況を監査し内部統制委員会に報告しております。

7. 内部監査及び監査等委員会による監査・監督の状況

内部監査については、監査部が主要部門を対象に監査を実施し、監査等委員会と連携して被監査部門に対し、改善事項の指摘・指導を行うなど内部統制の有効性の向上に努めております。

監査等委員会による監査・監督については、常勤監査等委員が中心となり年度監査計画に基づき取締役会その他の重要な会議に出席し、業務及び財産の状況の監査を行っております。監査等委員会は会計監査人と定期的な会合を持ち、報告を受け意見交換するとともに、監査に立ち会うなど会計監査人の業務遂行の適正性を確認しております。また、監査部と内部統制の整備や評価等の重要事項について意見交換し、監査の充実を図っております。

社外取締役中川治氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外取締役古里健治氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知識を有しております。

8. 会計監査の状況

会計監査については、有限責任 あずさ監査法人により会計監査を受けております。なお、会計監査業務を執行した公認会計士は阿部 博、田中 徹の2名であります。また、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士5名、その他13名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

企業ビジョン「コア商品の世界NO.1の実現」に向けて、より迅速・果断な意思決定を行い、業務執行の効率性・機動性を高めるとともに、業務執行に対する監督機能をより強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実をはかるため、監査等委員会設置会社を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議案の賛否について株主が十分に吟味できるよう、株主総会日から3週間前に招集通知を発送しております。また、招集通知の発送前に、当社ホームページ等にて内容を開示しております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権のツールを増やすことが、株主の利便性を高めると考え、2003年より電磁的方法による議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	国内及び海外の機関投資家の議決権行使の利便性を高めるため、2008年より株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームも導入しております。
招集通知(要約)の英文での提供	海外機関投資家の議決権行使の利便性を高めるため、当社HP等で招集通知(要約)の英文での開示を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による 説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「IR基本方針」及び「ディスクロージャーポリシー」を策定し、当社ホームページ(URL http://www.presskogyo.co.jp)にて開示しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト、機関投資家向けの決算説明会を年に2回(第2四半期/第4四半期)実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(URL http://www.presskogyo.co.jp)においてIR資料の掲載を行っております。掲載資料は、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、決算説明会資料、株主通信、アニュアルレポート等となっております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部をIR担当部門としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	プレス工業グループは「経営理念」、「企業ビジョン」、「行動指針」、「倫理規定」にて、ステークホルダーの立場について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	〔環境活動〕 当社は製造プロセスをはじめとした様々な事業活動における環境負荷低減をはかる為、国内全製造拠点において、環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の認証を取得し、その仕組みに基づいて日々改善活動を行っております。特に社会的にも重要視されている地球温暖化対策については、二酸化炭素の排出量を抑えるための目標を設定し、運用しています。 〔地域貢献活動〕 当社陸上部は、現在、9年連続で全日本実業団駅伝競走大会(ニューイヤー駅伝)に出場しております。(2018年1月1日現在)走ることを通じて、地域の皆様とのふれあいを大切にしながら、ランニング教室や大会及び練習会(ゲストランナー・ペースメーカー)に参加し将来を担う有望な子供たちの育成に取り組むとともに、地域スポーツの振興に貢献しています。尚、活動内容の詳細については、当社ホームページにて記載しております。 (http://www.presskogyo.co.jp/club/social.html)
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示に係る体制を構築し、情報提供に努めております。

その他

当社は、国籍・性別・信条の如何に関わらず、それぞれの立場や考えを尊重するとともに、労働基準法、育児・介護休業法、女性活躍推進法等の関係法令を遵守し、多様な人材が活躍できる職場環境の整備に取り組んでおります。

具体的には、2017年1月1日施行の育児・介護休業法の改正に伴う社内規定の改定をする
とともに、多様な人材の活躍を推進するために、様々なライフイベントに対応する福利厚生
制度の充実を図ってまいります。

また、女性の積極的な採用・登用を継続的に進めており、2018年4月から5ヵ年の行動計画
において”女性総合職・事務職の採用割合を2割とする”という目標を掲げ活動しておりま
す。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. プレス工業グループ「経営理念」及び「倫理規定」を、取締役及び使用人に周知徹底する。
 2. 監査部門は、内部統制の整備状況とともに、業務執行の法令及び定款への適合状況を監査し、全取締役で構成する内部統制委員会へ報告する。
 3. 内部統制委員会は、内部統制の運営状況に関する報告を受けて業務執行の法令及び定款への適合状況を監視する。
 4. グループ従業員が直接相談・連絡できる「ホットライン制度」(内部通報制度)により、社内での違法行為や倫理違反などを抑止し、不祥事の未然防止をはかる。
- (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 現在導入している執行役員制の充実により、引き続き経営の効率化と業務執行の迅速化をはかる。
 2. 常勤執行役員及び常勤監査等委員で構成する経営会議において重要な業務執行に関する審議を行い、取締役会決議事項については取締役会において審議決定する。
 3. 中期経営計画を策定して、達成すべき目標を明確にし、経営資源の効率的活用をはかる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 1. 内部統制委員会は、各部門のリスクを把握し、リスクの評価及び対応方法の決定を行う。
 2. 各部門は、規定・基準・ルール等を整備し、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、監査部門は、定期的にリスク管理の状況を監査し、内部統制委員会に報告する。
 3. 製品品質、安全衛生、環境、防災等に関するリスクは、それぞれ経営会議下部組織である各委員会で管理を行う。
- (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
法令・社内規定に基づき、取締役の職務執行に係る、重要な意思決定及び報告に関する文書の保存及び管理を行う。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1. 内部統制委員会の定める整備計画に基づき、当社各部門及び各子会社がそれぞれ内部統制の構築をはかる。当社の監査部門は当社の各部門及び各子会社の定期的監査を実施し、内部統制の状況を内部統制委員会に報告する。
 2. 当社は、「関係会社管理規定」に基づき、当社の子会社管理統括部門が各部門と連携して、当社の子会社を管理する。
 3. 当社は、子会社の自主性・独立性を尊重しつつ、子会社の重要事項については適宜報告を受け、また、重要案件については適宜協議を行う。
 4. 各子会社は、それぞれの会社に関するリスクの管理を行い、当社の監査部門は、定期的にリスク管理の状況を監査し、内部統制委員会に報告する。
 5. 子会社の業務については主管部署が管理指導するとともに、各子会社には原則として取締役又は監査役を派遣して業務の適正を確保する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 1. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くこととし、その人事については、代表取締役と監査等委員会が意見交換を行い決定する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないこととする。
 2. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会が指示した補助業務については、監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。
- (7) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 1. 当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、当社グループに重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるときは、監査等委員会に報告する。具体的な報告事項については、代表取締役と監査等委員会が協議する。
 2. 監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。
 3. 監査部門は、定期的に監査の結果を監査等委員会に報告する。
- (8) 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をした場合や、外部専門家の助言を受けること等を求めた場合は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用を処理・負担する。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 1. 常勤監査等委員は、経営会議などの重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
 2. 監査等委員会と監査部門及び会計監査人が連携して、効果的な監査業務の遂行をはかる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力には、毅然として対応することとしております。なお、その旨を「倫理規定」に定め、当社役員をはじめとして、当社グループ全従業員に周知徹底をはかっております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(コーポレート・ガバナンス体制の模式図)

